

県内初!

「走る防犯パトロール隊」
結成 in 安芸高田市

**バキューム車に防犯ステッカーを貼り、
不審者や災害等の未然防止に協力**



7月4日、安芸高田市吉田警察署において、「走る防犯パトロール隊」結成・出動式が開催された。この結成式において、広環協組合員である地元三業者、高田環境衛生興業(株)、国司衛生興業(有)、(有)日之丸衛生社の代表者が防犯ステッカーを吉田警察署長より受け取り、出動式ではステッカーを貼ったバキュームカーが高田環境衛生興業 茂本社長の「出動」の号令の下に町へ駆け出した。

トロール隊、出発します。」との出勤報告の後、車両に乗車。出席者全員の拍手の中を駆け抜けていった。

広環協副理事長でもある国司衛生興業 鉄本社長は「このように地元警察、防犯連合会との連携により実際に活動するケースは県内で初めてで、許可業者として地元へ貢献できる活動のひとつとして大変いいことであり、安芸高田市に限らず広く県内で広環協各組合員と地元との協力により進めていくべきである。私たちの業務である一般廃棄物処理業は地元行政、地元住民に密接した仕事であり、これからもういった活動を通じて、私達を含め各組合員が地元役に立てることを推進していきたい。」と熱い思いを語った。



報
友
環
協

発行者

広島県環境整備
事業協同組合

〒730-0026
広島市中区田中町5番9号
TEL (082) 246-0340
FAX (082) 248-1258

環境整備事業関係広報紙

第 19 号

本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃等の取扱業者による広報紙です。
会員、関係企業に頒布しております。

目次

県内初「走る防犯パトロール隊」結成	1面
「指定管理者制度」について	2面
レポート	3面
全国環整連第31回全国大会開催概要	4面

東急車輛の環境整備車両

- バキュームカー ●汚泥吸排作業車
●高圧下水管洗浄車

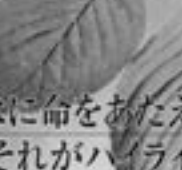


第4章 時代へ——豊かさを送り、未来を創る

東急車輛製造株式会社
有限会社 大譽エンジニアリング

T154-0004

東京都世田谷区太子堂4-1-1 キ+ロッドタワー
TEL 03(5431)1082



水に命をあたえ、自然に帰す...
それがハイライトの仕事です。

● 同德化學工業株式會社

大興堂製 註冊商標 總發行所 上海南京路大興堂藥房

山下藥品工業株式會社

品質管理の標準化 711-08

處為總經銷代理店

1996 JAN 06T 03:01:00

広環協は「指定管理者制度」の導入と合特法の関わりについて(お願い) (※本紙面に原文掲載) を関係市町に提出させていただきました。その趣旨は原文をお読み頂ければ明解ですが、ここでは改めて「指定管理者制度」の概要と指定管理者制度が我々業界にもたらすと予想される影響や問題点について考えてみたいと思います。

「指定管理者制度」は平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正されたことよって新たに創設された制度です。

これまでの管理委託制度のもとでは地方自治体が「公の施設」の管理を委託できるのは、公共団体(市町村や土地改良区など)、公共的団体(生協、農協、自治会など)及び自治体が出資する第三セクターなどに限定されていました。

一方、「指定管理者制度」は多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応していくために公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とするものです。

「公の施設」とは自治法で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため施設」としています。つまり地方自治体が住民のため

場、公衆便所、健康センター
体育施設…体育館、陸上競技場、プール、野球場、武道館、キャンプ場

社会教育施設…

中央公民館、地区公民館、勤労青少年ホーム、青年の家、自然の家、中央図書館、地区図書館、博物館、資料館、小・中学校の地域開放

宿泊施設…国民宿舎、その他の宿泊施設

公園…公園、児童公園
会館…市民会館・公会堂、文化センター、勤労会館、婦人会館、コミュニケーションセンター、集会所

診療施設…病院、診療所(道路法、河川法、学校教育法などの個別法で管理者をうたっているもの←

私たちはとって留意すべき点は「指定管理者制度」の導入期限によって「公の施設」の管理の主体が「公共団体」から株式会社を含めた「民間事業者」に移行する可能性が色濃くなったという現実であり、実は既に殆どの市町において指定管理者制度の導入に向けての条例の施行等が進んでいることです。

指定管理者制度の導入により、今後私たちの周りでは、これまで受託してきた公の施設に関する業務の発注形態などが急変する事態が生じる可能性が大になって参りました。

例えば、これまで役場から受託してきた業務の委託元(発注者)が突然に民間企業となり、業者の選定あるいは決定方法が変わる。具体的に例を挙げれば、ある施設の浄化槽の維持管理業務について毎年役場から見積依頼があったのに、確認してみると既に指定管理者が業者を決定していた。また、これについて事前協議も無かった。などとい

うことも十分考えられます。

もちろん、指定管理者制度を導入したからといって地方公共団体の設置者としての責任は免れませんが、指定された指定管理者は自らの基準で個々の業務を委託することになるために当然業者の選定方針についても指定管理者の方針が優先されると考えるのが妥当であり、形を変えた自治体の公的責任の後退も懸念されます。

また、指定管理者の指定に議会の議決が必要なことや指定の期間も長期に及ぶため一旦決定されれば取り返しがつかないこと、さらに指定管理者の目的である経費節減などの観点から、仮に指定管理者から業務を受託できたとしても、適正料金の確保が困難になることも危惧されます。

さらに重要な問題は、現に合理化に基づく代替業務の位置づけにある業務が上記と同様に指定管理者からの委託になることで本来の目的を達成できなくなるばかりか、指

定管理者制度が、その他の業務を将来代替業務の位置づけとする際の阻害因子となる可能性を秘めていることも否めない事実であるということです。

言うまでもなく、私たちの目的は処理計画に基づく「適正処理」であり、廃掃法ならびに合特法の立法趣旨と合致するものであります。よって継続的に市町村の自治事務を遂行するという責務を果たすために弊害となりうる火種は未然に取り除かなければなりません。

冒頭にも述べた通り、広環協といたしましては関係市町に対する文書提出を行ったところですが、組合員の皆様には前記した公の施設に該当する業務の有無を確認のうえ地元市町の指定管理者制度導入に対する取り組みについて自らの足で情報収集され、問題点や疑問点があれば広環協に報告されるなど、時を逸することのない真剣な取り組みをお願い申し上げます。

私たちは常に、廃棄物を適正に処理することを目的とした主体法はあくまでも「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」であり、「地方自治法」ではないことを認識しておかなければなりません。

以上

合理化対策委員会 委員長 川村 広 晶

火種を灯すか!?

「指定管理者制度」

は適用されないとされています。

次に「いつまでに?」というのですが、従来「管理委

7月22日

5番9号
業協同組合
堂 南

(お願い)

ります。

者制度につい

置の基礎とな

策として、昭

等の合理化に

ため平成5年

旧厚生省を始

を周知徹底し

は、「下水道の

基づく合理化

0号)に示さ

い申し上げま

敬具

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

環境調査・環境アセスメント・受託分析・受託実験

地球環境と人との優しい関係

高い技術でサポートいたします!



株式会社
アサヒテクノリサーチ

本社 広島県大竹市晴海2-10-22
TEL(0827)59-1800代 FAX(0827)59-1805
広島営業所 広島市西区草津新町1-21-35 広島サウスビル1F
TEL(082)278-8822代 FAX(082)278-8824

人と地球のいのちを守る



パワフルマスター(強力吸引車)



エコパネル付バキュームカー

《主な営業品目》
1.衛生車
1.塵芥収集車
1.汚泥車
1.高圧洗浄車
1.廃油ローリー
1.脱水処理車
1.貯水槽清掃車
1.給水車

1.圧力散水車
1.薬液散布車
1.ミルクローリー
1.高速発酵処理装置
1.リサイクル装置・施設
1.人浴車
1.その他特殊車
架装全般

株式会社 モリタエコノス

本社 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号
ダイヤルイン 0729-95-0605

広島支店 〒739-0321 広島市安芸区中野6丁目9番20号
電話 082-893-2231(代)
FAX 082-893-1312

レポート

にさまざまなサービスを提供する施設で、例えば以下のようなものです。

◎新自治法ハンドブックによる

民生施設…保育所、母子寮、

養護老人ホーム、老人福祉セ

ンター、老人憩

いの家、福祉会

館、児童館

衛生施設…し尿処理施設、

ごみ処理施設、

下水終末処理

施設

託制度」で管理してきた施設は、改正法が施行された平成15年9月2日から3年を経過する日（平成18年9月2日）までに指定管理者制度にするか直営で管理するかを決定しなければならなくなりました。しかし予算対応があるため実質は平成18年4月1日スタートで進められると思われます。（但し、改正法施行後に新たに管理を開始する施設は経過措置の規定は該当しません。）

「一般廃棄物処理計画」実態調査行う

適正処理推進委員会 委員長 沈 勝義

今年度全国環境連は全国の各自治体における一般廃棄物処理計画（し尿及び浄化槽汚泥）の実態調査を、8月末を目途に実施いたしました。これは、いわゆる「平成の大合併」により全国的に数多くの自治体が合併したことをうけ、新たな処理計画の実態調査を行うことにより、今後の一般廃棄物処理計画策定に向け、業界としても積極的に働きかけることを目的に実施されました。

今年度全国環境連は全国の各自治体における一般廃棄物処理計画（し尿及び浄化槽汚泥）の実態調査を、8月末を目途に実施いたしました。これは、いわゆる「平成の大合併」により全国的に数多くの自治体が合併したことをうけ、新たな処理計画の実態調査を行うことにより、今後の一般廃棄物処理計画策定に向け、業界としても積極的に働きかけることを目的に実施されました。

元々汚泥発生量を見込んでいた自治体が多く見受けられました。浄化槽法によると浄化槽は年1回（全ばつ気型にあつては半ばつ）の清掃が義務付けられており、その設置基

数から汚泥の発生量は見込めるはずですが、正しい汚泥の搬入制限がある処理場は適正な処理計画の基に設置されているとはいえません。

いうまでもなく一般廃棄物処理業務は市町村の「固有事務」であり、市町村はその処理責任の下、適正な処理計画を立て業務を遂行する義務があります。適正な処理計画なくして適正な廃棄物処理はありえません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）の目的である「国民の生活環境保全及び公衆衛生の向上を図る」ため、適正な処理計画の策定に向け更なる努力をしていく必要があります。

適正業務推進勉強会開催報告

一廃清掃委員会 委員長 岡本 浩

去る7月7日木曜日午後1時30分より一廃清掃委員会と浄化槽委員会合同で適正業務推進勉強会を開催しました。目的は、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理並びに業務の安定化を図るための原価計算方式に基づいて算出された適正な料金による適正業務の実施の必要性、そしてその適正料金の確保は、私達の社会的経済地位の向上を図るためにも欠くことのできないものであるとの本勉強会の開催を通して、基本

的原価の考え方など知識の習得とともに各組合員企業の発展をめざすものであります。そういう趣旨の下、本勉強会に約40名の組合員が参加しました。又、内容としては①一般廃棄物収集運搬（液状）原価計算について、②浄化槽清掃料金の基本的考え方について、を各担当委員長が説明し、質疑応答を交え、各社から一人ずつ意見



パソコン版
『し尿収集／浄化槽管理システム』

メリット

- 各種情報の管理の徹底、事務作業の軽減をお約束します。
- 得意先の情報管理
- 作業計画／実績・請求／入金・未回収金といった一連の基幹業務の管理
- 届出資料発行
- 点検／清掃実績管理
- 金融機関との連携

サポート

詳細な操作説明書を標準でご用意しておりますし、遠隔地でもリモート接続を用いてシステムの運用を強力にサポートいたします。また、他社システムにはない、定期的なバージョンアップを実施しております。

パソコン1台での運用、複数台でのパソコンLAN構成での運用や、HHT（バーコードリーダー）・バーコードリーダーを用いた運用など、様々な内容をご用意しております。

株式会社 ジーテック

〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13 00&00t 14F
TEL : 082 (504) 0555 (代) FAX : 082 (504) 0501
http://www.gtec.co.jp gtecmail@mx.gtec.co.jp

悪臭防止・水質保全・分解促進に微生物が働く

微生物製剤なので環境にやさしく安全です。有効性があるので問題にすばやく対応できます。

浄化槽の微生物管理に

浄化槽の運動菌に

浄化槽の悪臭対策に

浄化槽用し尿分解剤
アクセラージェ

微生物利用持続型脱臭剤
脱臭 アクセラージェ

浄化槽・汲排水脱臭剤
メルトラージェ G ミニ

無皇元工業株式会社

広島県代理店 広島県産業株式会社
Muhara Industries Co., Ltd.

in NAGASAKI

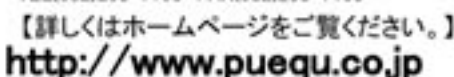
A cartoon illustration of a man wearing goggles and a life preserver, with a complex internal plumbing system showing water flow with arrows.

5. 大会本会議
11:30 ~ 12:30



城	730-0342	広島市中央区竹原町2番地2号	(082) 240-4390(夜)
郷	730-0819	広島市中区江波4丁目1番1号	(082) 287-1180(夜)
支	734-0084	広島市西区川尻町5丁目19番5号	(083) 36078-3641(夜)
支	553-0033	大分市西区川尻町5丁目4番10号	(096) 6472-9972(夜)
支	709-0824	岡山市中区東2丁目1番8号	(086) 221-7203(夜)
支	812-0116	岡山県瀬戸市瀬戸町5丁目8番15号	(082) 473-2323(夜)
支	745-0014	徳島市徳島区南1丁目1番1号	(087) 829-7222(夜)
支	745-0014	徳島市徳島区南1丁目1番1号	(0854) 21-4505(夜)
支	760-0317	松山南町2丁目1番10番10号	(087) 823-5639(夜)

URL: <http://www.newsupport.co.jp> E-mail: news@mail.newsupport.co.jp



東芝ＩＴコントロールシステム株式会社
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-19
TEL. 092-481-1201